

狭山市議会の傍聴における手話通訳及び要約筆記に関する実施要領

平成29年3月31日議長決裁

(趣旨)

第1 この要領は、聴覚障害者等の円滑な議会傍聴のため、聴覚障害者等に対する手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2 手話通訳等は、本会議及び委員会（以下「会議」という。）を傍聴しようとする聴覚障害者等の申請に基づき行うものとする。

2 前項の手話通訳等は、申請した聴覚障害者等の傍聴時に限り行うものとする。

3 手話通訳等は、傍聴席の所定の場所で行うものとする。

4 要約筆記は、要約筆記を希望する聴覚障害者等が1人の場合はノートテイク方式、複数人の場合はOHC方式とする。

(申請手続)

第3 手話通訳等を希望する聴覚障害者等（以下「申請者」という。）は、手話通訳・要約筆記申請書（別記様式）に必要事項を記入し、原則として、手話通訳は傍聴しようとする会議の開催日の7日前、要約筆記は傍聴しようとする会議の開催日の14日前までに議会事務局（以下「事務局」という。）に提出することとする。

(手話通訳者等)

第4 手話通訳者は、社会福祉法人狭山市社会福祉協議会に、要約筆記者は、障害者福祉課を経由して社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に依頼し、派遣を受けるものとする。

2 やむを得ない理由により手話通訳者及び要約筆記者の派遣を受けることができないときは、事務局は、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5 手話通訳等の申請を取り下げるときは、申請者は、傍聴予定日の2日前（土・日・祝日を除く。）までに事務局へ届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。